

平成30年度
津山市農業委員会
(7月定例会議事録)

平成30年 7月10日(火) 14時00分～
津山市役所 2F 202会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(17名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎 | 2. 太田 裕恭 | 3. 池田 幸正 | 4. 井家上 淑子 |
| 5. 小串 典介 | 6. 竹内 隆一 | 7. 尾島 宏明 | 8. 小島 仁太郎 |
| 9. 岡田 成子 | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 | 13. 仁木 紹祐 |
| 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 | 17. 筒塩 清美 |
| 18. 大山 正志 | | | |

欠席委員(2名)

- | | |
|----------|----------|
| 10. 松尾 治 | 19. 大塚 毅 |
|----------|----------|

事務局(8名)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 松岡 局長 | 宮野 次長 | 藤原 主任 | 杉井 主事 |
| 都井 主事 | 小椋 主任 | 大澤 主任 | 阿部 主査 |

議 事

議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第 2 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第 2 4 号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）

議案第 2 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第 2 6 号 非農地証明願承認について

議案第 2 7 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第 2 8 号 農用地利用集積計画の承認について

議案第 2 9 号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）

報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

| | |
|----------------|---|
| 事務局 | 失礼します。定刻となりましたので、只今から、平成30年7月の津山市農業委員会定例会を開会致します。本日は、委員19名中17名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立致します。なお、10番松尾委員さん、19番大塚委員さんから欠席の連絡を頂いております。それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願い致します。 |
| 日笠会長 | 皆さまご苦勞様でございます。この大雨で災害を受けておられる方もおられると思います。お見舞い申し上げます。まあ大変だったけど、津山市は思うておったよりは被害がないようで、よかったかなと思っております。今後とも皆さん気を付けてください。座らせてもらいます。 それでは私の方から議事録署名人を指名させていただきます。12番三谷委員さん、13番仁木委員さん、よろしくお願ひします。 それでは運営委員会の報告をお願いします。 |
| 山下委員 | 先ほど行われました第3回運営委員会について、私から報告をさせていただきます。今回の運営委員会では、まず本日の議案について事務局から説明を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、宜しくお願ひします。 次に、先月の定例会で事務局より報告のありました、無断転用農地に対する市長からの勧告手続きについて、会長の担当する地区である第3区での案件について、先行事例として進めていく旨の報告がありました。 |
| 日笠会長 | 以上、運営委員会の報告とさせていただきます。 はい、ありがとうございます。 |
| 事務局（津山） | それでは議事に入ります。議案第22号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願ひます。 失礼します。議案第22号の説明をいたします。今回、津山地区からのみ2件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1についてですが、美作市の68歳の女性から、東田辺の72歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。 続きまして、1-2についてですが、下松市の59歳の女性から、下横野の66歳大工の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。 議案第22号の説明は以上です。 |
| 日笠会長 | はい、ありがとうございます。地元委員の説明をお願いします。 |
| 長森委員 | 14番の長森でございます。それでは1-1についてご説明致します。これは東田辺でございますけど、この方につきましては先ほどの事務局の説明の通り、特段問題ないものと考えますのでよろしくお願ひします。 続きまして1-2、下横野でございますけど、この件につきましても問題は無いと思います。一か所、ご自分の所有の農地で圃場整備田が荒れておりましたが、指導の下、きれいに除草管理をされておりますので問題ないと思います。 |
| 日笠会長 | はい、ありがとうございます。今、22号に対して事務局並びに地元委員の説明がありましたが、皆さん承認もらえますか。 |
| * 日笠会長 * | はい。 ありがとうございます。賛成の方は挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》 |

日 笠 会 長
事務局（津山）

はい、賛成多数ということでありありがとうございます。議案第23号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

それでは、議案第23号の説明をいたします。今回、津山地区から7件、勝北地区から1件、久米地区から1件の計9件の申請です。議案書のページは、2ページから4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・北園町の畑、466㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、北園町に主たる事務所を置く資産の総額約90億円の学校法人です。キャンパス整備計画の一環として、学生駐車場及び駐輪場として使用している土地に学生寮を建設することとなり、その代替地として申請地と、関連議案として議案第25号1-1番で上程している土地とを併せて使用し、露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については外周にフリュームを設置し、雨水排水については溜桝を設けて既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・下高倉西の畑、2,180㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、東一宮にお住いの農業を営む42才の男性です。平成28年10月に新規就農するとして申請地を購入して地植えでブルーベリーを栽培していましたが、土壌への適合が難しく、葉や茎に病気が出るなどしたため、鉢植え栽培に変更しており、売電収入を得ることによって農業を安定して実施するため太陽光発電施設を設置し、その隙間でブルーベリーの苗木を育成することを考え、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、盛土をし、雨水排水については、設備の周囲に溝を掘って自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。高倉土地改良区第二工区統括水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないことから転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・下高倉西の田、1,514㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、京都市にお住まいの70歳の主婦です。遠方に居住しているため管理が困難な申請地を、老後の生活を考えて、太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁およびブロック塀があり、法面には張芝植えて保護し、雨水排水については、フリュームを設けて既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。下高倉2区町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。なお、この件につきましては、以前に転用許可申請が出され、設備認定された人物が本人ではなかったことから不許可となっておりましたが、この度の申請では申請人本人に変更を完了させております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないことから転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・野村の雑種地、2,092㎡、追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天資材置場です。転用事業者は、大田にお住まいの64歳農業を営む男性です。以前役員を務めていた会社の資材置場が不足していたことから申請地を露天資材置場として会社に提供していたものです。なお、隣接地は会社の代表者が所有

しており、一体として使用されております。転用にあたり、境界部分については砂利敷き及び法面工により対処し、雨水排水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。近平用水土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・近長の宅地、1,090.53㎡、追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、近長にお住まいの59歳会社役員の男性です。自身が経営する会社に貸付けるため申請地に自動車修理工場を建築していたものです。転用にあたり、境界部分にはコンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水排水については敷地内に排水施設及び沈殿升を設け、隣接する既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・河面の雑種地、31㎡、追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、先ほどの1-5番と同じ男性です。自身が経営する自動車修理工場に露天駐車場として貸付けるため、関連議案として議案第25号1-8番で上程している土地と一体で申請地を造成してしまっていたものです。転用にあたり、境界部分にはアスファルト舗装及びコンクリート擁壁により対処し、雨水排水については敷地内の排水施設及び沈殿升に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・大篠の雑種地等、168㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、墓地及び墓地管理地です。転用事業者は、大篠にお住まいの農業を営む70歳の男性です。代々墓が必要となり、申請地に墓地及び墓地管理地を新設していたものです。転用にあたり、境界部分については、既存の法面及び水路により対処し、雨水排水については、表面を砂利敷きとして自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。大井手水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

はい、ありがとうございました。それでは勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・杉宮の田、1,882㎡のうち農業用施設用地430㎡、追認案件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地ですが、用途変更の承認を受けております。転用目的は農業用施設で、施設の概要は全高4.6m程度の資材置場兼作業場1棟、全高3m程度の温室1棟及び全高4.3m程度の倉庫1棟です。転用事業者は杉宮で農業を営む64才の男性ですが、増反により、以前から使用していた作業場・資材倉庫が手狭になり、農業用施設を増設していたものです。転用にあたり、法面部分をコンクリートで固め、雨水排水については既存の沈殿升から既存排水路に接続するなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。勝北土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、次は久米かな。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1番・久米川南の田、1,812㎡の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地ですが、用途変更の承認を受けております。転用目的は農業施設用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.5m程度の農業用倉庫1棟及び育苗施設です。転用事業者は、久米川南にお住まいの農業を営む38歳の男性です。大型の農機具を保管・維持・管理するための大型の農機具庫を建築し、自家製の苗を育成するための育苗施設を農機具庫に併設するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、畦畔より高くないように造成し、雨水排水については、水路を新設して既存のマス及び排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する計画となっています。薬師池水利組合及び大久保町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。農業用施設であり、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

議案第23号の説明は以上でございます。

日笠会長
大山委員

はい、ありがとうございました。それでは1区の方から説明をお願いします。

はい、1区大山です。1-1について説明します。これは北園で、美作大学の真北になる位置で、学校施設としての駐車場で、25号にも議案がありますが、それと合わせてということで、問題ないと思います。

日笠会長
高山委員

はい、ありがとうございました。では2区の方。

15番高山です。1-2と1-3について説明致します。

1-2についてですけれども、新規就農でブルーベリーを主体に野菜を作られている方なんですけど、今回ソーラーをしたいということです。農業と発電の両立という新しい取り組みなものですから、本人に直接お会いしてその辺の状況を確認したんですが、本人自身は農業に取り組む姿勢もよくあります。それから土地の条件が生育に適さないという状況もありまして、今後はブルーベリーの木を直に土地に植えないで、ポット栽培というんですかね、実のなる木でも、深さが1mくらいの鉢の中に木を植えて、それで管理をしていけば、案外病害虫に影響されずに栽培出来るということです。すべてポット栽培に切り替えていくということです。それから苗木を増やすのに、挿し木から増やしていくんですけども、挿し木が太陽の直射日光に弱いので、半日陰のような所でポットで栽培する方が管理がしやすいということをお聞きしております。なので、苗木と幼木をソーラーパネルの影を利用してやっていくとお聞きしております。新しい取り組みですし、農業と太陽光を両立する新しいケースですので、私自身としては本人の意向を汲んで、頑張ってもらえればと思っております。問題ないと私自身は判断しておりますが、皆様の意見をお聞きしたいと思います。

それから1-3につきましては、地元の推進委員さんとも状況を確認したんですけど、これは3年前から再三にわたって揉めとって、地元の同意が得られずにおったものが、なんとかここで同意が得られて書類なりの手続きが出来たということで、問題ないと思っております。

日笠会長
小島委員

はい、ありがとうございました。次。

8番小島です。野村の829-3は、まほらより東へ500mほど行った山の中です。致し方ないと思いますので、よろしくをお願いします。

1-5、1-6につきましても、近所の方も賛成しておられますのでよろしくをお願いします。

日笠会長
井家上委員

はい、それでは4区の方。

はい、井家上です。1-6について、小島委員も言って下さったんですけど、この方は自動車の修理業をされておまして、車を置くのに駐車場があるということで、議案の25号の所と地続きになっているような場所で、問題ないと思います。宜しくをお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。次は5区の方。

| | |
|---------------------------|---|
| 長 森 委 員 | はい、14番長森でございます。大篠の件でご説明致します。この方は農地法をよくご存じなかったようでございまして、墓地を作るということで1階の環境生活課の方には相談はしておったようですが、農地法についての手続きが出来ておりませんで、先行されとったんですけど、地元の推進委員さんと共に指導して、工事を中断させております。宜しくお願いします。 |
| 日 笠 会 長 尾 島 委 員 | はい、ありがとうございました。次、4-1。 7番尾島です。4-1ですけども、この方は農業を一生懸命されておられて、先週の金曜日に確認に行きましたところ、資材置き場とか温室等々に使われておられて、問題ないと思います。宜しくお願いします。 |
| 日 笠 会 長 植 本 委 員 | はい、ありがとうございました。続いて久米。 16番植本です。5-1につきまして、33才ということで、農業を手広くされておりますし、問題ないと思います。 |
| 日 笠 会 長 | はい、ありがとうございました。第23号に対して事務局、並びに地元委員さんの説明がありましたが、1-2については、どう思いますか。営農をすると3条で買って、1年で太陽光をしますと。まあ法的には構わんのじゃろけど、皆さんどう思いますか。営農すると言うて3条で買って、1年半程で太陽光するいうんは委員会としたら問題があるんじゃないかと思うんじゃないけど。今度から、こうすぐ変わるんじゃないたら、条件を付けて、後から3条は信用性が無いんで出来んというようなことをつけて許可するのも仕方ないんじゃないかと思うんじゃないけど。 |
| 高 山 委 員 | 私の説明が悪かったんですけど、営農は継続するんですよ。でソーラーと併用してやりたいと。 |
| 日 笠 会 長 高 山 委 員 | じゃあ営農型になるのかな。 そうです。間の日向のところへ移動できますしポットでやりますので。苗木と幼木を、直射日光ではやりにくいので、ソーラーパネルの影を利用してやりたいところと言われておるんですが。だから営農を主体にソーラーを兼ねるという新しいやり方なんで、是非認めてやってはと思うんですが。 |
| 日 笠 会 長 | そこがな1年や1年半ですぐ変わってくるとなればな。まあ営農型としたらまた面倒になると思うんじゃない。1年ごとに報告せにゃいけないので。まあ影を利用するだけだったら営農型とは言わんのかも知れんけど。 |
| 事 務 局 日 笠 会 長 事 務 局 | 会長、少しよろしいですか。 よろしい。 はい、失礼します。営農型と言いますと、太陽光発電施設の下部そのものを利用するのが営農型となりますので、今回の転用は営農型とは異なると思われまして。太陽光と太陽光との間にできた日陰を利用するということですので、下部の利用ではありませんので、営農型とは異なりますが、ここで審議して頂くとすれば、その目的に沿って、今回の転用の面積ですね。要するに空いたところで営農をするというのであれば、そもそも空いたところというのが、なぜ空けなければいけないのか。これだけの面積が本当に転用にいるんですかということ。転用は必要最低限の面積で、ということがありますので、諮るとすればこれが本当に必要最低限の面積なんですかということになると思います。ただ、高山委員さんが説明されたように本人に聞き取りをして、空いたところでブルーベリーを栽培していくと。当然ながら日陰で栽培したブルーベリーが大きくなれば日向に持ってくるということだと思っておりますけれども、ここで不許可というか、営農型ではないんですけれども、状況を、例えば許可が出た後は、状況をずっと追っていく必要があるのかなと思います。単純に次の3条は絶対に不許可とここで決めてしまうのは問題があるかと思うんです。本当にこの人が、高山委員が言われたように、併用して営農を継続されていくと。この方が3条で新規就農する時に、ブルーベリー農園にしたい、観光農園にしていきたいという夢も語っておられました。また今現在、直売所にブルーベリーのジャムなども作って卸しているということも聞いております。これからもそういっ |

たことをして、きちっと営農をされているのであれば、それはその時で、もしまた3条の増反が出てくれば、またその時に審議すればいいと思いますが、今回は営農というよりも、太陽光発電施設をこの方がここにすることがいいのかどうかということのみに絞って審議されてもいいのかなど、事務局では考えます。あくまで事務局としての意見ですけれども。

日 笠 会 長 営農型と付けられると、毎年報告をして3年毎にまた一時転用申請が必要になる。影を利用してブルーベリーをするというのは、違ってくると思うんじゃない。営農型と言ったら3年間で初めの計画と違ってきたら撤去してもらわんといけんかったりな。条件が付くけん。

太田会長代理 今回は営農型では出てないけん。

日 笠 会 長 そう言われると、そう判断せんといけんから。そういうことで皆さんよろしいか。

* よろしい。

日 笠 会 長 それでは1-2以外の件についても。なにかありませんか。

* ありません。

日 笠 会 長 ありませんか。

* はい。

日 笠 会 長 それでは、賛成の方は挙手でお願いします。

* < 多数、挙手 >

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第24号農地転用事業計画変更承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） それでは、議案第24号の説明をいたします。今回、津山地区からの1件のみです。議案書のページで申しますと、5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1・院庄の宅地462㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、大谷にお住まいの38歳会社員と32歳介護士のご夫婦です。平成30年1月17日付けで農地法第5条の規定に基づく使用貸借権設定の転用許可を受け、宅地造成までは行ったのですが、成年後見人のついた所有者の土地に抵当権の設定ができなかったため、権利の変更にかかる事業計画の変更申請をしてきたものです。所有権移転への権利の変更のみであり、事業計画の変更は問題ないものと考えます。

議案第24号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。これは3区じゃけん私じゃな。

これは許可は得たんですけど、持分をはっきりさせとらんで、今回持分を2分の1ということで差し替えましたということで問題ないと思います。

はい、議案第24号に対して、皆さん何かありますか。

* ありません。

日 笠 会 長 それでは賛成の方は挙手をお願いします。

* < 多数、挙手 >

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第25号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） 議案の説明の前に、議案書の訂正をお願いします。まず、7ページ、1-6についてですが、施設の内容を一般住宅から居宅に修正をお願いします。繰り返します。7ページ、1-6の施設の内容を一般住宅から居宅に修正してください。また、9ページ1-10についてですが、施設の欄に露天駐車場を追加してください。繰り返します。9ページ1-10の施設の欄に露天駐車場を追加するようお願いいたします。

それでは、改めまして議案第25号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転7件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定3件、久米地区から所有権移転2件の計13件の申請です。議案書のページは、6ページから10ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・北園町の田、1,531㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、北園町に主たる事務所を置く資産の総額約90億円の学校法人です。キャンパス整備計画の一環として、学生駐車場及び駐輪場として使用している土地に学生寮を建設することとなり、その代替地として議案第23号1-1番で上程している土地と一体で露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については外周にフリュームを設置し、雨水排水については溜桝を設けて既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・沼の畑、248㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造3階建て全高8.6m程度の居宅1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、沼にお住いの42歳会社員の男性です。現在隣接する実家に両親と同居していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、父親が所有する申請地を借り受け居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分には既存の水路があり、切土、盛土はなく現状のまま利用し、雨水排水については、溜桝を通じて既存水路に接続し、生活雑排水については、公共下水道に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。苫田井堰水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・高野本郷の田、947㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用事業者は、岡山市に本店を置く資本金の額8,000万円の株式会社で、主な事業は自動車販売業です。現在、申請地の西側に店舗と露天駐車場がありますが、既存の店舗を建て替えると共に敷地を拡張するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水排水は、敷地内に排水施設を設けて既存排水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続して既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・押入の田、321㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6.6m程度の居宅1棟で、建蔽率は25%です。転用事業者は、西寺町にお住いの35歳会社員の男性です。現在借家住まいで、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、妻の祖父が所有する申請地を借り受け居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分にはコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、擁壁内周に沈殿桝を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、公共下水道に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・二宮の道路、284㎡、所有権移転の追認案件についてで

す。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、進入路です。転用事業者は、二宮にお住まいの45歳パートの女性です。自宅の前に車庫を建築する際に申請地を作業道として使用し、その後も進入路として使用していたものです。転用にあたり、境界部分については、北側は農地より高く、南側は法面に防護網を張ることで対処し、雨水排水については、排水路を設けて既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。土地改良区には未所属です。他に代替性もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・院庄の宅地、462㎡、所有権移転の件についてです。この案件は、先ほどの議案第24号、1-1番でご審議頂いた事業計画変更後の内容についてご審議頂くものです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高4m程度の居宅1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、大谷にお住まいの38歳会社員と32歳介護士のご夫婦です。現在、アパートで生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、実家近くの申請地を祖父から譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、溜枿を通じて既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・平福の田398㎡及び畑165㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、平福にお住まいの44歳会社員の男性です。代表取締役の交代により、前代表個人から借り受けていた事業所の土地建物を返却することになり、自身が所有する宅地と申請地を併せて事業所用地とし、事務所を建築して経営する会社に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存水路とコンクリート擁壁があり、雨水排水については、既存の水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・河面の雑種地、998㎡、賃貸借権設定の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、近長にお住まいの59歳会社員の男性です。自身が経営する自動車修理工場に露天駐車場として貸付けるため、議案第23号1-6番で上程している土地と一体で申請地を造成してしまっていたものです。転用にあたり、境界部分はアスファルト舗装及びコンクリート擁壁により対処し、雨水排水については敷地内の排水施設及び沈殿升に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・河面の宅地、89㎡、使用貸借権設定の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張です。転用事業者は、河面にお住まいの30歳会社員の男性です。以前転用許可を受け居宅を建築した際、隣接する当申請地を合わせて居宅の敷地の一部として造成していたものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路、法面工により対処し、雨水排水は既存の排水施設に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認し

ています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。敷地の拡張であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-10番・東一宮の田、763㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、歯科医院で、施設の概要は、木造平屋建て全高6m程度の医院1棟及び露天駐車場で、建蔽率は24%です。転用事業者は、伊丹市にお住まいの32歳歯科医師の男性です。新規に歯科医院を開業するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設を設けて既存の水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-11番・東一宮の田、674㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地3区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は鳥取市に本店を置く資本金の額3,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロックを埋設し、雨水排水については、既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (久 米)

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1番・宮尾の田、1,484㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は貸診療所で、施設の概要は、平屋建て全高6m程度の診療所1棟及び露天駐車場で、建ぺい率は28%です。転用事業者は、神戸に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は不動産業です。現在、申請地東側の土地と診療所を医療法人に貸していますが、土地の貸借契約が終了することに伴い、新たに申請地を購入して診療所を建築し、同じ医療法人に貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、アスファルト舗装し、雨水排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。宮尾町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。集落に接続した位置であり、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

続きまして、5-2番・宮尾の田、228㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は薬局で、施設の概要は、2階建て全高7m程度の薬局1棟及び露天駐車場で、建ぺい率は36%です。転用事業者は、美咲町に本店を置く資本金の額500万円の株式会社で、主な事業は小売業です。当申請地の隣接地に診療所が移転することに伴い薬局を併設するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、アスファルト舗装し、雨水排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。宮尾町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。集落に接続した位置であり、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

議案第25号の説明は以上でございます。

| | | | | |
|--------|--------|--------|--------|---|
| 日 大 | 笠 山 | 会 委 | 長 員 | <p>はい、ありがとうございました。なら1-1から地元委員お願いします。</p> <p>はい、1区の大山です。1-1、1-2について説明致します。</p> <p>1-1については、先ほどの議案第23号で出ました、[]の施設に伴う駐車場ということで、問題ないと思います。</p> <p>1-2につきましては沼の新築ということでありまして、場所は皆さん沼を通られる方は覚えがあるかもしれませんが、12月になるとイルミネーションを鮮やかに付けているところでありまして、相手さんも問題は無いと思います。</p> |
| 日 小 | 笠 島 | 会 委 | 長 員 | <p>はい、ありがとうございます。次。</p> <p>8番小島です。高野小学校の下の所にある[]なんですけど、隣を買って大きくしたいということで、店舗を大きくするというので、問題は無いと思います。</p> <p>それから1-4ですけど、これは旧53号線のクボタの販売店があったところで、今は倉庫になっておりますが、その後ろ側です。宜しくお願いします。</p> |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>1-5については、進入路で仕方ないと思います。</p> <p>1-6については議案第24号の、名義が変わってやるということで、宜しくお願いします。</p> <p>1-7、これは平福のバイパスに引付いたところで、この土地だけやっっても仕方ないじゃろうと、推進委員さんとも協議しました。</p> |
| 井 | 家 | 上 | 委 員 | <p>4番井家上です。1-8につきまして、議案第23号の1-6の関連で、地続きのところ、自動車屋さんというのは、廃車とか車がすごく置いてありますので、駐車場が手狭になりますので、貸して頂いて拡張するというようなことであります。</p> <p>1-9ですけれども、これは親子でございまして、息子さんの家を建てられたんですが、近長と河面が地続きになっておりまして、お父さんの[]の家が道を隔てた北側ということで、お父さんの土地ですから、ベランダを建てたいとか、次々に色々と言われまして、最初の申請の敷地よりもはみ出したということで、今回申請されております。</p> |
| 日 長 | 笠 森 | 会 委 | 長 員 | <p>はい、ありがとうございます。次。</p> <p>14番長森です。1-10の東一宮の件についてご説明致します。これは先ほど事務局の説明にもありましたように、新たに歯医者さんが出来るようでございます。特段問題は無いと思います。</p> <p>続きまして1-11、これも東一宮でございますが、これは分譲住宅ということで、都市計画用途区域内でございますので、問題は無いと思います。</p> |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | <p>はい、ありがとうございます。次。</p> <p>16番植本です。5-1、5-2について、診療所と、診療所の薬局ということで、賛成頂きたいと思っております。宜しくお願いします。</p> |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | <p>はい、ありがとうございました。議案第25号に対して事務局並びに現地の説明がありましたが、皆さん賛成頂けますか。</p> |
| | | * | | <p>はい。</p> |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | <p>では賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>《 多数、挙手 》</p> |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | <p>はい、賛成多数という事でありまして、議案第26号非農地証明願承認について上程します。筆頭者の方、説明をお願いします。</p> |
| 大 山 | 委 員 | | | <p>1区大山です。1-1、1-2につきましてご説明致します。</p> <p>1-1の林田、これは大隅神社のすぐ西でありまして、水路に使っているということで、問題は無いと考えております。</p> <p>1-2につきましては、大田、私の町内でありまして、昭和47年ごろに家を建て替える際に、境がどうだったか、ということをお父さんが知らなかったと、息子さんに聞いております。以上です。</p> |

| | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--|
| 日 高 | 笠 山 | 会 委 | 長 員 | <p>はい、ありがとうございます。次。</p> <p>15番高山です。1-3から1-6について説明します。</p> <p>1-3について、下高倉東ですが、現地の推進委員さんである森本さんと確認に行った時はちょうど田植えのシーズンだったんですけど、自宅の方で2点ほど昭和55年頃から庭の一部になってしまっるということでした。</p> <p>1-4については元々庭にされてた所を、行った時は田んぼに植える苗を沢山並べてありました。農業を本気でされてますし、やむを得んだろうと判断して、非農地の証明をして帰っております。</p> <p>1-5について、これは綾部なんですけど、自宅を新築した当初、昭和34年頃から庭の一部にされておって、そこが畑でしたということです。これも非農地をやむを得んのじゃないかと思います。</p> <p>1-6については以前からずっと問題になっておまして、農振解除の手続きが完了した部分です。これは農振解除が出来ましたので、宅地として、車庫として変えるということです。もう1筆も併せて非農地をしております。以上です。</p> |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>1-7についてですが、この人は数年前から指導して、ようようここで家を建てとるのを、追認になりますけど、仕方がないので非農地にしました。</p> <p>1-8については、昨日も推進委員さんと話したんですけど、これはもう仕方がないなと見ております。宜しくお願いします。</p> <p>1-9、この人も親父さんが死んでから車庫がまだ農地であったということで、裏の狭い所、鉄道との間は非農地にしたんですけど、ここが残ったということで、宜しくお願いしますということです。</p> |
| 池 | 田 | 委 | 員 | <p>3番池田です。この間、高畑君と現地を見に行きました。本家の上に倉庫が建っとして、どうしようもないということで見ましたので、宜しくお願いします。</p> |
| 日 長 | 笠 森 | 会 委 | 長 員 | <p>はい、ありがとうございました。次、1-11。</p> <p>14番長森です。1-11についてご説明致します。これは大篠の件でございますけど、中井推進委員と一緒に見たんですけど、一部が道にだったり、大部分が駐車場になったりということで、かなり前からもう埋め立ててやっておられますので、今更どうにもならんかなと、致し方ないと思います。宜しくお願いします。</p> |
| 日 山 | 笠 下 | 会 委 | 長 員 | <p>次、加茂の方。</p> <p>11番山下です。2-1ですけど、この分は家への進入路がなくて、進入路と庭の一部として使っていたということです。仕方ないと思うんで宜しくお願いします。</p> <p>それから2-2と2-3ですけど、これは露天資材置場で使ってしまったってということで、これも仕方ないかなと思っております。以上です。</p> |
| 日 井 | 笠 家 | 会 委 | 長 員 | <p>はい、ありがとうございました。次。</p> <p>6番竹内です。2-4でございますが、成安の3ヶ所とも、昭和63年頃に農業用倉庫等を建ててしまっていたというような状況でございました。宜しくお願いします。</p> |
| 日 尾 | 笠 島 | 会 委 | 長 員 | <p>はい、次は勝北。</p> <p>7番尾島です。4-1、4-2について説明させていただきます。</p> <p>4-1についてですが、昭和50年頃に国道の拡張で立ち退きになりまして、現在の場所に引っ越して来られたようですが、それを建てられる際に先代の父親が、自分の農地と宅地との境がよくわからないまま建てられたようで、一部居宅がかかっております。致し方ないと思います。</p> <p>4-2ですが、平成5年頃に、先々代の方が家を建てられた時に、これも宅地と農地との境がよくわからんままに建てられたようで、致し方ないと思います。</p> |
| 日 植 | 笠 本 | 会 委 | 長 員 | <p>はい、次。</p> <p>16番植本です。5-1につきまして、これは一応農業用施設ということで、も</p> |

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| | | | | みすりのすくもを置く小屋を建てられておりまして、やむを得ないだろうと思います。宜しく願います。 |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。今議案第26号に対して筆頭者からの説明がありました。皆さん何かありますか。 |
| | | * | | ありません。 |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | では賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | | * | | 《 多数、挙手 》 |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。議案第27号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。最初に写真を回しますので、見てください。 |
| | | * | | 《 写真回覧 》 |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、では見てもらったようなので、現地の説明をお願いします。 |
| 山 | 下 | 委 | 員 | 今、写真を見てもらった分について説明します。5月末に事務局にリストを依頼し、6月の定例会の後にリストを受け取り、それぞれの土地所有者から聞き取りを行い、理由としては、高齢化、労働力不足により放棄してしまった、今後も耕作する意思がないことを確認しました。それから、6月16日に、農地が所在する地区の町内会長である原口町内会長。周辺の水利を管轄する加茂町土地改良区理事長。当該農地の下流域の農地所有者をそれぞれ訪問し、地図等を見せながら農家の意向も伝え、異議は無いとの同意を得ました。6月23日に地元の福原推進委員と平山推進委員と私の3人で現地調査を行い、非農地もやむを得ないとのことで、地元委員として意見の統一をしました。6月26日に、日笠会長、太田会長代理、本庁事務局3人、加茂支所事務局と私の計7人で最終的な現地調査を行い、非農地もやむを得ないと判断し、この度の議案に上程しました。それから、この中に3筆ほど圃場整備ではない農地も含まれておりますが、一団の中に所在していた農地であり、その状況についても、非農地もやむを得ないと判断されたので、同時に上程しております。2-1から2-5についての説明は以上です。 |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、次、5-1について、久米の方をお願いします。 |
| 植 | 本 | 委 | 員 | はい、16番植本です。これはもう山裾にひつついたような土地で、山林原野化しております。宜しく願います。 |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、今そういうことで、仕方ないと出ておりますが、皆さんどうでしょうか。よろしいか。では賛成の方は手を挙げてください。 |
| | | * | | 《 多数、挙手 》 |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 |
| 事務局（津山） | | | | 議案第28号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明して下さい。 |
| | | | | それでは、議案第28号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、20ページから22ページです。20ページに集計表を載せております。 |
| | | | | 今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区5件、加茂地区3件、勝北地区3件、の計11件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 |
| | | | | 議案第28号の説明は以上です。 |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。利用集積計画ということで、皆さん承認いただけますか。 |
| | | * | | はい。 |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 |
| | | | | 議案第29号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）について上程します。説明をお願いします。 |
| 事 | 務 | 局 | | それでは、議案第29号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の |

取得)を説明いたします。議案書のページは、23ページから28ページです。23ページに集計表を載せております。

これは、農地中間管理機構として指定された岡山県農林漁業担い手育成財団が行う農地中間管理事業による農地中間管理権の取得によるもので、28ページの一番下に書いておりますが、全ての農地の受人は岡山県農林漁業担い手育成財団です。

今回、農地中間管理権の取得をするのは、津山地区52件、加茂地区3件、勝北地区3件、久米地区1件の計59件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第29号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。そういうことで承認頂けますか。承認の方は挙手をお願いします。

* 日 笠 会 長 << 多数、挙手 >>

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

報告第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明願います。

事 務 局 報告第7号について説明します。議案書のページは29ページから31ページです。

今回は相続によるものが4件37筆となっております。また、1-2、1-3、1-4につきましては現況が雑草繁茂または、無断転用の農地がありましたので、適正な手続きをとるよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。

報告第7号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。

* ありません。

日 笠 会 長 ありませんか。無い様ですので、事務局から報告事項はありますか。

事 務 局 私の方から、1点ご連絡をいたします。

農林水産省からの通知により、平成30年3月30日付けで農地法の運用についての一部改正が行われたことに併せ、津山市においても農地転用許可に係る審査基準を平成30年6月1日付けで一部改正しました。改正内容につきましては、第1種農地の例外的に許可をすることが出来る施設の中で、農業用施設に該当する施設として、新たに「廃棄された農産物または廃棄された農業生産資材の処理の用に供する農業廃棄物処理施設」が加えられたものです。今後、農業廃棄物処理施設についても農業用施設として取り扱うことといたしますので、農地転用等の相談の際、また、農地パトロールの際には対応をよろしくお願いいたします。

私の方からもう1点、先ほど運営委員長からありました違反転用への対応について、説明させていただきます。

先月の定例会の場で、長年の指導案件について、市長名での勧告手続きに入る旨、ご説明いたしました。会長と相談し、まず第3区の事例2件について、手続きを進めることといたしました。写真及び勧告書の様式を回覧しますので、ご確認ください。

1件目は第3種農地となります。3条で購入したにもかかわらず、購入後すぐに造成し、一部家庭菜園的な部分を残してはおりますが、9割方宅地となっており、今後の意向について尋ねたところ、この春には全体の耕作を始めると回答がありましたが、未だ変化がない案件です。

2件目は第2種農地となります。自宅周りの農地を宅地化しており、指導するたびに直ちに手続きすると事務局に訪れますが、何年もの間、その状態が繰り返されております。

この2件について、転用許可を取るなど、解決が決して難しいものでないにも関わらず、手続きされないため、市長に対し違反転用として報告し、市長名での勧告

*
日 笠 会 長

手続きに入るものです。事務局からの説明は以上です。

《 写真、回覧 》

はい。写真も見てもらうんですが、今、事務局から説明がありましたように、この案件は、農地を宅地で買うなら5条にしなさいとだいぶ言うんですが、分筆して3条でこれを買うんですが、現地は宅地のようになっております。文章で指導もしたんですけど、農地に戻しますと言うんですけど、中々戻らない。碎石を敷いて良い宅地になつとんじゃ。再三指導したんじゃけどな、近所の分家の方が農協に勤められとったんで、あんたのどこじゃけん指導せいやとも言うんですが、わしらが言うても聞きやせんと言うんで、もうどねいしようもないです。戻す戻すと言うけどな。

それから2番目の分、これは犬小屋です。指導に行つて、手続きせえと言うたら、分筆しますからと、事務局には一応来ます。どねいするんならと言うんで、これはこうするんで、と聞いて帰る。それで何もせん。というのが2回、3回も続いとんじゃ。

こんなのはもう違反転用で文章を出してもええと思うんですが、皆様どうでしょうか。処理せにや、なんぼ言うても、しますと言うたってせんのか。前向きに進めばええけどな、こういうのはもう市長名で文章を出してもらうて。

池 田 委 員
日 笠 会 長

出しゃ変わるわい。出しゃあええがな。示しがつかん。

皆さんそれでよろしいか。

*
日 笠 会 長
事 務 局

はい。

ほんならそうさせてもらいます。事務局から、連絡事項です。

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の8月の定例委員会ですが、8月10日金曜日午後2時より、推進委員さんにも参加いただき、非農地の取り扱いや利用状況調査などの研修会を行います。8月10日金曜日午後2時より、推進委員さんにも参加いただき、研修会を市役所2階大会議室で行います。そのため、定例会は研修会が終わり次第、少し休憩をはさみまして行いますのでよろしくお願い致します。また、谷口市長に少しお時間を頂くよう依頼しております。

運営委員会は、通常通り午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。

事務局からの連絡は、以上でございます。

日 笠 会 長
太 田 会 長 代 理

それではこれもちまして定例会を閉会とさせていただきます。

失礼します。大きな災害の後で、農業は、環境も天気も、とても関わってくるので、大変なことも多いと思いますが、なんとか安定した天気が続いたらなあと思っております。それでは以上で7月定例会を終了します。ありがとうございました。

*

お疲れ様でした。

(15:10終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
